

## 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会 名義後援に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が名義後援の使用承認を行う場合の基準、手続きその他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、名義後援とは、団体が行う事業等に対し、本会が名義の使用を承認し、後援の意思を表明するもので、経済的支援を伴わないものをいう。

### (団体の承認基準)

第3条 名義後援の承認対象となる団体は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 社会福祉、保健、医療等に関する事業を行うことを主たる目的とした団体
- (3) その他会長が適当と認めた団体

### (事業の承認基準)

第4条 会長が名義後援の承認を行う事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 公益性が認められること
- (2) 目的が明確であること
- (3) 営利を目的としていないこと
- (4) 広く市民を対象としていること
- (5) 内容が地域福祉の推進に十分考慮され、事業実施が確実なものであること
- (6) 政治・宗教等特定の主義主張に偏っていないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2項に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させていないこと
- (8) 公序良俗に反していないこと

### (申請の手続き)

第5条 名義後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名義後援申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。ただし、事業の目的、内容その他必要事項を記載した書類の提出をもって、これに代えることができる。

(使用の承認等)

第6条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、後援の諾否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により決定した結果を名義後援使用決定通知書(様式第2号)で申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 名義後援の承認を受けた者(以下「承認決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、名義後援変更承認依頼書(様式第3号)により、速やかに会長に届出をし、変更承認を受けなければならない。

- (1) 事業の名称、日時及び場所を変更するとき
- (2) 実施内容を変更するとき
- (3) 入場料、参加料等を無料から有料にするとき又は金額を変更するとき
- (4) 事業を中止するとき

2 会長は前項に規定する変更申請の承認をしたときは、その旨を文書で承認決定者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第8条 会長は、名義後援の承認後において、次の各号のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消し、文書で承認決定者に通知するものとする。

- (1) 第3条に掲げる基準に適合しないと認めたとき
- (2) 名義後援の承認を受けた事業が中止されたとき
- (3) 申請内容に虚偽があると認めたとき
- (4) その他会長が取り消す必要があると認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。